

2024/10/30

リトルハウス通信

先月のリトルハウス通信に続き、私が定期的に読み返している「社会福祉の領域で求められる居場所づくりの展開プロセスと技法」（熊田博喜 2018）という論文についてつらつらと書いていきます。

熊田による「居場所」の定義によると「家庭や職場・学校ではなく、多様な人が自発的に出入りし交流することのできる場の総称」としており、わざわざ「家族や職場・学校ではなく」と書いているということは、一市民が主たる時間を過ごすであろう、強い役割を担わされているフィールドとは別に存在する「場」を「居場所」と定義していることになります。

ではリトルハウスのような就労継続支援施設は、定義上「居場所」とは成りえないのか？という点にフォーカスしたいと思います。なぜわざわざこんな言葉尻を掴むようなことを書こうと思ったかという点、継続支援 B 型は「労働者性の促進に脆弱な面がある」という点において、問題提起がなされることが多いからです。「労働者性の促進に脆弱」とは即ち、「福祉労働」という名の「作業」を行い、最低賃金以下の「工賃」の支払いに甘んじているという点を指している場合が多いように感じます。

しかし継続支援 B 型は「就労の場」として必ずしも有機的ではないからこそ、逆に利用者の間口は広く、「居場所」的な側面を求めて継続支援 B 型に通所している方々が多く存在しているという現実もあります。もし継続支援 B 型が純然たる「就労現場」であったなら、そこは「自発的に出入りし交流することのできる」自由な空間とはなり得ないでしょう。その意味において、熊田が定義する「居場所」には「自由」が存在すると解釈できます。だからこそ熊田は「家庭や職場・学校ではなく」という但し書きをわざわざ「居場所」の定義に加えることによって「居場所」に対して「自由」を担保しているのだと考えられます。

または「居場所」とは、「強制力によって担わされる役割」が少ない「場」と言い換えることができるかもしれません。

以上を踏まえ、話を継続支援 B 型に戻しますが、継続支援 B 型には「労働者性の促進に脆弱な面がある」故に、労働現場に必ず存在する「強制力を持ってある役割が担わされる」ということも希薄であるといえます。ということは、継続支援 B 型には「就労の場」の要素と「居場所」の要素とが混在しているということでもあるわけです。この「混在」を支援者は意識的に理解し、逆に実践のなかで利用者の方々のニーズに合わせて、「混在を活用」することができるのではないかと考えます。それは利用者の方々が「就労の場」と「居場所」という二つの「場」を自身のその時の状況に応じて、行き来することができるという点で「自由」であり、その結果、無理のない、安定的な通所の継続を促進させる力になるのではないかと考えた次第です。

■引用文献

熊田博喜(2018) 社会福祉の領域で求められる居場所づくりの展開プロセスと技法 社会福祉研究 第 133 号 公益財団法人鉄道弘済会